



2022年10月20日に日比谷野外音楽堂で
開催された「#いのちまもる」集会

政府の企む 社会保障大改悪

東京社会保障推進協議会 事務局長 窪田 光

「75歳以上の医療費窓口負担2割化」が実施され、介護保険や年金でも改悪がねらわれています。社会保障制度の後退は止まるところを知らません。政府の企む社会保障大改悪と題して、東京社会保障推進協議会の窪田光事務局長に寄稿していただきました。

「いのちまもる」こそ安全保障

戦費捻出で強い負荷が

岸田自公政権は、「敵基地攻撃能力の保持」へと従来の政府方針から戦争へ向けて大きく舵を切りました。これによって来年度からは国家予算も明らかな「戦争前後」編成へと変わっていくでしょう。明文改憲をさせない運動とともに戦争をさせない運動をいっそう強めなければなりません。

軍事費増のためなら大企業や富裕層への適正課税や国の借金をもっとふやすと、社会保障費財源確保ではやらないことをやる政権の方針も明確になりました。同時に「戦費」ねん出のためという新たな目



窪田さん

増進」させなければならない国の責任（25条2項）を放棄したままに時と権力を貪ってきたからに他なりません。

改革推進法は「違憲」

公助の本音は国の「恩恵」

すると彼らは「国民の反対を抑え、政権を確保しながらどうやって社会保障費を削れるか、財源確保ができるか」とその実現手段に「優秀な」能力を注ぎ込み、大きな転機をつくりました。

それが2012年、発足直後の第2次安倍自公政権が民主（当時）とともに強行成立させた「社会保障制度改革推進法」でした。この法律は、社会保障制度改革は①安定財源確保しつつ受益と負担の均衡の確立②家族相互、国民相互の助け合いの仕組み（自助・共助・公助の組み合わせ）の実現を支援③主要財源は消費税で④法の付則で生活保護制度の見直し、を基本的な考え方と法定した、憲法25条に

対する「違憲立法」とも言えるものでした。政府はこの考え方を国民の意識として普及させることを狙った訳です。ちなみにここで出された「公助」という言葉は、さすがに国の「恩恵」とは言えないので、あたかも国が責任を持っているかのようになっています。

新自由主義の時流にのって

自公政権は社会保障制度を一貫して後退させてきました。

それはこの政権が憲法25条のうたう「最低限度の生活」は使命を終えた（1995年社会保障制度審議会勧告）と決めつけ、それを「向上及び

世界でもダントツに少子高齢化が進む日本で、年金、医療・介護などの高齢者分野の社会保障費がふくらんでいくのは子どもでもわかることです。「まともな」政治家や官僚ならば、国民の暮らしや日本への行く末を熟慮し、国民的合意で憲法実現に向けた方策実現に力を尽くす、それが主権者であり雇い主である国民への責務でしょう。

しかし「世界トップの高齢化先進国の運営」そんな地味で面倒なことは考えたくない。今の政府は、新自由主義の時流にのって制度後退、費用削減で社会保障費を抑える凡庸な道を選んだというわけですね。

生活支援の介護保険は、高齢者多床室の寮料負担化など、これまで反対の声が強くてできなかった内容の介護改悪が狙われ続けています。

生活保護へ バッシング

受給者の96%が減額となった生活保護費本体の引き下げもメディアを利用したバッシングを扇動して、政権は法の付則通りに行ないました。社会保障制度や最低賃金など給付の下支えとなる生活保護費を引き下げて、給付水準の地盤沈下をはかったのです。同時に広範な国民に「生活保護は恥ずかしい」という意識を持たせることにもつながりました。

医療に続き 介護保険も

その後、次々と社会保障費削減と改定時期を示す法律が作られ、国保の都道府県化、75歳以上の窓口負担2割化、高所得層の介護利用料2、3割化、介護保険から要支援は、特養入所を介護度3以上に原則化、年金支給開始年

政府の社会保障見直し内容

医療	●75歳以上の一部負担を原則1割から2割へ引き上げ ●75歳以上一部負担3割の対象者（現行年収370万円以上＝現役並み所得）をふやす ●「かかりつけ医」以外の受診について追加負担を導入 ●湿布や花粉症薬などを保健給付から外す ○預貯金が一定程度ある高齢者について、入院時の食事代・室料を全額自己負担にする ●外来受診の一部負担に一定額を上乗せする「受診時定額負担」の導入
	○ケアプラン作成に自己負担を導入 ○利用料2～3割負担の対象者をふやす ○要介護1・2の生活援助サービスなどを保険給付からはす ●低所得者に対する介護施設利用時の食費・居住費補助を削減する
年金	●継続雇用年齢を現行の65歳から70歳に引き上げる ●年金受給の開始年齢を75歳まで繰り下げ可能にする

●これまでに実施された項目
●一部実施された項目
●は全世代型社会保障検討会議中間報告（19年12月19日）で示された項目

した。

これに対して全国で争われているのが「いのちのとりで裁判」です。裁判の中で、政府による「物価偽装」を根拠に引き下げが行なわれたこと

を根拠に引き下げが行なわれたこと



毎月14日に行なっている
巣鴨駅頭での宣伝行動

9条と25条一体で

暮らしに活かす闘いを

社会保障制度は、日本でも世界でも、それを引き下げようとする権力に抗する組合や市民のたたかいによって到達

が明らかになりました。それでも8年経て司法が裁けない現状があります。

そもそも日本は先進諸国の中で、GDP比で社会保障給付が低く、国民一人当たりでも給付額が少ないのです。それは、失業手当、児童手当、住宅扶助、労災補償といった現役世代も年金、介護、医療扶助、保健といった高齢世代

世代間対立作り 財政危機ある

政府の企む社会保障制度改革は、自公政権維持の執着に差配され、社会保障のあり方を変えることが根底にあり、国民生活を豊かにする改革は到底望めません。歴史的にも権力延命の法則は、自分に批判の矢が飛んでこないようにする、すなわち内に自分以外

政府の社会保障改悪に置き換えれば、まずその前提として、社会保障は人権ではない、国の責任ではないことを国民に「布教」し、「制度持続可能のための」改正と正当化します。その上で、全世代型社会保障改革と称して、内に世代間対立をつくり、外に財政危機をあおることで、制度改悪に対する国民の怒りが政権に向かないようにするプロパガンダを行ないました。

そこでは高齢になっても働き続けさせる条件や法整備とともに、年金や医療・介護の給付減負担増を行なって、低賃金でも働かざるを得ない状況に追いやることもおりました。「生産性のない人は、政権の恩恵と自らの支えで負担できる限りの中で生き残ってください」ということ

ら、憲法9条と25条を一体として守り、暮らしに活かしていくたたかいを強めなければなりません。

そのためには、「人権としての社会保障」を深める学習を行なって、組織や共同を広げるために奮闘していきましょう。